

鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 1 月 14 日 (金) 第 277 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定 (廃棄物・リサイクル対策課取扱い) 2
- 地域森林計画の決定 (森林経営課取扱い) 2
- 地域森林計画の変更 (5件) (森林経営課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (4件) (障害福祉課取扱い) 4
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 5
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 5
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 6
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 6
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始 (監理課取扱い) 6
- 都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7

公 告

- 宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告 (建築課取扱い) 7
- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 7
- 落札者等の公告 (県立大島病院取扱い) 8

教 育 委 員 会 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報 (総務福利課取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 13 号

鹿 児 島 県 青 少 年 保 護 育 成 条 例 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 条 例 第 65 号) 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り , 有 害 な 図 書 等 と し て 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 4 年 1 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25396	令 和 4 年 1 月 6 日	雑 誌	芸能美女ヤバすぎ黒歴史 ジョーダンでしょ! 必見ハプニング集 66239-33	ダイアプレス	全 部	著 しく 青 少 年 の 性 的 感 情 を 刺 激 し , 又 は 著 しく 青 少 年
25397			別冊ラヴァーズ vol.8 68545-72	大 洋 図 書		

25398		漫画ボンジュール 12月号	18327-12	大都社	の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25399		金のEX DVD vol.4	68545-57	大洋図書	
25400		裏ネタJACK 12月号	01931-12	ダイアプレス	

鹿児島県告示第14号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定区域

肝属郡肝付町後田字柳ヶ迫4930番1, 4930番2, 4930番3, 4932番1の一部, 4932番2の一部, 4955番1の一部, 4955番2の一部及び4961番1の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号に規定するもの

鹿児島県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により奄美大島地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

奄美大島森林計画区（奄美市及び大島郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大島支庁農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により大隅地域森林計画（平成30年1月12日鹿児島県告示第17号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

大隅森林計画区（鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡及び肝属郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により南薩地域森林計画（平成31年1月15日鹿児島県告示第16号をもって公表）を変更したので、当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

南薩森林計画区（鹿児島市, 枕崎市, 指宿市, 日置市, いちき串木野市, 南さつま市, 南

九州市及び鹿児島郡一円)

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により北薩地域森林計画（令和2年1月17日鹿児島県告示第32号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市，出水市，薩摩川内市，伊佐市，薩摩郡及び出水郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課，北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により始良地域森林計画（令和3年1月15日鹿児島県告示第17号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

始良森林計画区（霧島市，始良市及び始良郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

鹿児島県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により熊毛地域森林計画（令和3年1月15日鹿児島県告示第18号をもって公表）を変更したので，当該変更後の地域森林計画を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

熊毛森林計画区（西之表市及び熊毛郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課並びに熊毛支庁農林水産部林務水産課及び屋久島事務所農林普及課

鹿児島県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ちろる薬局	鹿児島市田上台二丁目35番8 -102号	令和3年 12月31日	精神通院医療
仁愛薬局	鹿児島市山下町12番26号	令和3年	精神通院医療

		12月31日	
--	--	--------	--

鹿児島県告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
虹色薬局	いちき串木野市昭和通131番 出水ビル101号	令和4年 1月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ライト薬局	鹿児島市上荒田町16番27号上 荒田福永ビル103号室	令和4年 1月1日	精神通院医療
オール薬局	鹿児島市上荒田町25番19号	令和4年 1月1日	精神通院医療
つばき薬局	枕崎市日之出町222番地	令和4年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
前島医院	鹿児島市郡山町1308	令和4年 1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
かもめ薬局	西之表市鴨女町95番地	令和4年 1月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ドゥ・ラポール薬局	鹿児島市山之口町1-7南海貿易センタービル1F	令和4年1月1日	精神通院医療
しんかんばし薬局	鹿児島市新照院町19番10号	令和4年1月1日	精神通院医療
なでしこ薬局	鹿児島市宇宿三丁目54-12	令和4年1月1日	精神通院医療
ハート薬局	指宿市大牟礼三丁目7番1号	令和4年1月1日	精神通院医療
つばさ薬局	薩摩川内市神田町4-30	令和4年1月1日	精神通院医療
前目薬局	伊佐市菱刈前目789-3	令和4年1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
奄美市	奄美市名瀬幸町25番8号	奄美市訪問看護ステーション「ふれ愛」	奄美市笠利町中金久45	令和4年1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第28号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年1月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
23.1トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	8.0トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	8.1トン

鹿児島県告示第29号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する

る令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
11.6 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業	7.4 トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	3.1 トン

鹿児島県告示第 30 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、種子島加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 31 号

南さつま市加世田小湊 8171 番地 1 有限会社かねく水産代表取締役阿久根英作及び南さつま市加世田小湊 8361 番地 有限会社マルカ水産代表取締役福島満嘉からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市加世田・金峰区域（南さつま市のうち笠沙町片浦、笠沙町赤生木、大浦町、坊津町坊、坊津町泊、坊津町久志及び坊津町秋目を除く地区）
- 2 区分 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船により船びき網を使用して行う漁業

鹿児島県告示第 32 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から、収用又は使用の手続を保留した土地について、次のとおりその手続を開始する旨の申立てがあった。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道 3 号改築工事（南九州西回り自動車道「芦北出水道路」・熊本県水俣市ひばりヶ丘地内から鹿児島県出水市明神町地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに一般国道、市道、二級河川、農業用道路及び農業用水路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
出水市境町、下鯖町、美原町及び六月田町地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
出水市境町、下鯖町、美原町及び六月田町地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
出水市役所都市計画課

鹿児島県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 吉野第二地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類

鹿児島都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

公 告

宅地建物取引業者事務所所在地の申出の催告

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、その所在地を鹿児島県知事に申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許年月日	免許証番号
株式会社あなたの街のおしゃれな不動産	前野 公輔	鹿児島市清和 1 - 1 - 17	平成30年 6 月 14 日	鹿児島県知事（1）第6187号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿屋市旭原町2577番 1, 2577番23, 2579番 4 及び2580番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大分市西大道二丁目 3 番28号
株式会社サン・ダイコー
代表取締役 川上眞吾

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大島郡知名町大字知名字屋万当1782番の一部、1783番の一部及び1782番地先里道の一部並びに字アギナ1926番1の一部、1927番の一部、1929番1の一部、1929番2の一部、1929番3の一部、1948番の一部及び1949番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大島郡知名町知名1952番地1
社会福祉法人ともお会
理事長 本部卓志

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 1 月 14 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
手術室情報システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 12 月 3 日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社サト商会
奄美市名瀬鳩浜町93番地
- 5 落札金額
47,740,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 10 月 22 日

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり定め、令和4年1月15日から施行する。

なお、令和2年10月9日鹿児島県教育委員会告示第6号（簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報）は、令和4年1月14日限り廃止する。

令和 4 年 1 月 14 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
鹿児島県教育委員会職員（埋蔵文化財専門	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人	合格発表の日から起算して1月間	教育委員会事務局総務福利課

職) 採用選考試験	順位のランク		
鹿児島県公立学校教員採用選考試験			教育委員会事務局 教職員課
鹿児島県立学校実習助手採用選考試験			
鹿児島県立高等学校船舶職員採用選考試験			
鹿児島県立高等学校等事務職員（図書館担当）採用選考試験			
鹿児島県立学校寄宿舎指導員採用選考試験			
鹿児島県公立高等学校入学者選抜学力検査	教科別得点及び合計得点（傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点）	合格発表の日の翌日から起算して1月間	学力検査を受検した県立高等学校
鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜適性検査	適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの得点並びに合計得点	合格発表の日の翌日から4月10日まで	県立楠隼中学校
鹿児島県立楠隼高等学校入学者選抜学力検査	教科別得点及び合計得点		県立楠隼高等学校